

# 秋田県公報

## 目 次

条 例	ページ
○秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例(一・総務課).....	7
○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する 条例(二・分権改革推進室).....	10
○秋田県副知事定数条例(三・秘書課).....	12
○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に 関する条例の一部を改正する条例(四・総合防災課).....	12
○職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(五・人事 課).....	13
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (六・人事課).....	15
○知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条 例(七・人事課).....	17
○職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (八・人事課).....	17
○秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例及び秋 田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職 期間の通算に関する条例の一部を改正する条例(九・人事 課).....	19
○秋田県統計調査条例の一部を改正する条例(一〇・調査統 計課).....	20
○秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例(一一・障害福祉 課).....	21
○秋田県身体障害者更生訓練センター条例及び秋田県知的障 害福祉施設条例の一部を改正する条例(一二・障害福祉 課).....	22
○秋田県児童会館条例の一部を改正する条例(一三・子育て 支援課).....	26
○秋田県調理師試験委員に関する条例の一部を改正する条例 (一四・健康推進課).....	26
○秋田県感染症調査協議会条例及び県の衛生関係施設の使用 料並びに手数料徴収条例の一部を改正する等の条例(一 五・健康推進課).....	27
○秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例(一六・ 医務薬事課).....	28
○秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を 改正する条例(一七・県民文化政策課).....	29
○秋田県環境基本条例の一部を改正する条例(一八・環境あ きた創造課).....	29
○秋田県林業開発基金による貸付金の利息の特別措置に関す る条例(一九・森林整備課).....	30
○秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改 正する条例(二〇・建設管理課).....	31
○建設業法第三十二条第一項の規定により出頭した参考人の 費用弁償の額及び支給方法に関する条例の一部を改正する 条例(二一・建設管理課).....	31
○秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例(二二・都市 計画課).....	32
○秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(二三・港 湾空港課).....	40
○秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(二四・建築住宅 課).....	41
○秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収 条例の一部を改正する条例(二五・建築住宅課).....	41
○秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(二 六・会計管財課).....	43
○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例(二七・教育庁総務課).....	44
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に 関する条例の一部を改正する条例(二八・教育庁総務課).....	45
○教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条 例(二九・教育庁総務課).....	46
○秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正 する条例(三〇・義務教育課).....	47
○秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (三一・高校教育課).....	47
○学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(三二 二・高校教育課).....	48
○秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例(三 三・特別支援教育課).....	49
○秋田県立博物館条例の一部を改正する条例(三四・生涯学 習課).....	49
○秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(三五・警務 課).....	50
○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条 例(三六・警務課).....	50
○秋田県留置施設視察委員会条例(三七・監察課).....	58

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(秋田県条例第一号)

1 目的

この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 定義

この条例において用いる「条例等」、「県の機関等」、「書類等」、「署名等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」、「縦覧等」及び「作成等」の用語の意義を定めることとした。(第二条関係)

3 電子情報処理組織による申請等

県の機関等は、申請等のうち他の条例等により書類等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。また、電子情報処理組織を使用して行う申請等についての取扱いを定めることとした。(第三条関係)

4 電子情報処理組織による処分通知等

県の機関等は、処分通知等のうち他の条例等により書類等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。また、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等についての取扱いを定めることとした。(第四条関係)

5 電磁的記録による縦覧等

県の機関等は、縦覧等のうち他の条例等により書類等により行うこととしているものについては、書類等の縦覧等に代えて電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができることとする。また、当該縦覧等の取扱いを定めることとした。(第五条関係)

6 電磁的記録による作成等

県の機関等は、作成等のうち他の条例等により書類等により行うこととしているものについては、書類等の作成等に代えて電磁的記録の作成等を行うことができることとする。また、当該作成等についての取扱いを定めることとした。(第六条関係)

係)

7 電子情報処理組織の使用等に関する状況の公表

知事は、少なくとも毎年度一回、この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表することとした。(第七条関係)

8 その他

(一) この条例は、平成一九年三月二〇日から施行することとした。

(二) 秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号)ほか一  
条例について所要の規定の整理を行うこととした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県条例第二号)

1 経由事務に次の事務を加えることとした。(別表第八五関係)

(一) 病院等に関する情報の報告の受理

(二) 病院等に関する情報の変更の報告の受理

(三) 医療法人の業務等の報告の受理

(四) 社会医療法人に係る認定の申請の受理

(五) 薬局に関する情報の報告の受理

(六) 薬局に関する情報の変更の報告の受理

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、一部を除き、平成一九年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県副知事定数条例(秋田県条例第三号)

副知事の定数は、二人とすることとした。

2 その他

(一) 平成一九年七月三日までの間は、副知事の定数は一人とすることとした。

(二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四号)

障害補償に係る身体障害の程度の基準を災害救助法施行令(昭和二年政令第二二五号)別表第五に定める基準とする

こととした。(第六条及び別表関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

◇職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(秋田県条例第五号)

1 趣旨

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成一八年法律第七〇号)第一二条第二項の規定に基づき、職員の大学院派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 定義

この条例において用いる「大学院派遣研修」、「大学院派遣研修費用」及び「特別職地方公務員等」の用語の意義を定めることとした。(第二条関係)

3 職員の大学院派遣研修に要した費用(以下「大学院派遣研修費用」という。)の償還については、次により行うこととした。(第三条関係)

(一) 死亡による離職の場合を除き、大学院派遣研修期間中に離職した職員については大学院派遣研修費用の全額を償還することとし、大学院派遣研修終了後五年以内に離職した職員については当該大学院派遣研修費用の額に大学院派遣研修終了後離職するまでの期間に応じて人事委員会規則で定める割合を乗じて得た金額を償還させることとした。

(二) 大学院派遣研修期間終了後の在職期間には、休職の期間、停職の期間、職員団体の業務に専ら従事した期間及び育児休業をした期間を含まないこととした。

4 適用除外

職員が公務災害若しくは通勤災害による心身の故障により、又は廃職若しくは過員により分限免職されたこと等により離職した場合は、大学院派遣研修費用の償還を要しないこととした。(第四条関係)

5 特別職地方公務員等となつた者に関する特例

任命権者等の要請に応じて特別職地方公務員等となるため退職した場合その他人事委員会規則で定める場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した者に関する特例を定めることとした。(第五条関係)

6 この条例は、公布の日から施行することとし、大学院派遣研

究費用の償還に関する条例(秋田県条例第五号)の施行期日を平成一九年四月一日とする。この条例は、公布の日から施行することとし、大学院派遣研

修費用の償還は、同日後に大学院派遣研修を命ぜられた職員について適用することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六号)

1 管理職手当について、その額を職員の職務の特殊性並びに適用給料表及びその属する職務の級に基づく定額とするともに、その額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の一〇〇分の二五を超えてはならないこととした。(第九条関係)

2 扶養手当について、三人目以降の子等に係る月額を六、〇〇〇円(現行五、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第一〇条関係)

3 定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給割合を次のとおり減ずることとした。(第二三条の二及び第二三条の三関係)

区分	改正前	改正後
定時制通信教育手当	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
管理職手当を受ける者	一〇〇分の八	一〇〇分の四
産業教育手当	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
定時制通信教育手当を受ける者	一〇〇分の六	一〇〇分の三

4 その他

(一) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成一八年秋田県条例第五号)について所要の規定の整理を行うこととした。

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七号)

1 知事、副知事及び出納長の退職手当の支給割合を次のとおり減ずることとした。

職名	改正前	改正後
知事	一〇〇分の八〇	一〇〇分の七〇
副知事	一〇〇分の五〇	一〇〇分の四五
出納長	一〇〇分の四〇	一〇〇分の三五

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八号)

1 知的障害児等指導補助業務手当、救急自動車乗務手当及び温室内作業手当を廃止することとした。(旧第五条、旧第一条及び旧第一六条関係)

2 麻薬取締員である職員が麻薬の取締りに関する業務のうち特に困難なものとして人事委員会規則で定めるものに従事したときは、麻薬取締業務手当を支給することとした。(新第九条関係)

3 特殊勤務手当の支給対象業務、支給方法及び支給限度額を次のとおり改めることとした。(新第一二条及び新第二七条関係)

(一) 公害防止業務手当の支給対象業務から浄化槽法(昭和五八年法律第四三号)第五三條第二項の規定に基づく浄化槽の検査の業務等を除くこととした。

(二) 警察職員手当の支給対象業務から被疑者の護送等作業、超中短波無線電話取扱作業、電話交換作業及び道路において行う運転免許技能試験作業を除くこととし、交通捜査等作業及び交通整理等作業を支給対象業務に加えることとしたほか、支給方法について、月額の支給を廃止し、日額の支給とする

4 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

(三) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県退職年金および退職一時金等に関する条例及び秋田県退職年金および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九号)

地方自治法の一部を改正する法律(平成一八年法律第五三号)等の施行に伴い、秋田県退職年金および退職一時金等に関する条例(昭和三年秋田県条例第二六号)及び秋田県退職年金および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例(昭和三年秋田県条例第二七号)について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県統計調査条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇号)

1 統計調査事務に従事する者が実地調査の際に提示する職務を示す証票に係る様式は、知事が別に定めることとし、当該様式に関する規定を削ることとした。(第五条、新第八條及び別記様式関係)

2 その他  
(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。  
(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例(秋田県条例第一一号)

1 障害者自立支援法(平成一七年法律第一二三号)の円滑な施行を図るために必要な緊急かつ臨時的な事業に充てる資金として、秋田県障害者自立支援臨時対策基金を設置することとした。

2 その他  
(一) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(二) この条例は、平成二一年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県身体障害者更生訓練センター条例及び秋田県知的障害福祉施設条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一二号)

1 秋田県身体障害者更生訓練センター条例(平成一七年秋田県条例第七一号)の一部改正(第一条による改正)

秋田県身体障害者更生訓練センターにおいて障害者自立支援法に基づく施設入所支援、自立訓練及び就労継続支援を提供するとともに、これらの使用料の額を定めることとした。(第二条関係)

2 秋田県知的障害福祉施設条例(平成一七年秋田県条例第六八号)の一部改正(第二条による改正)

秋田県知的障害福祉施設において障害者自立支援法に基づく生活介護、施設入所支援、自立訓練及び就労継続支援を提供するとともに、これらの使用料の額を定めることとした。(第五

条及び別表関係

3 その他

- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県児童会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一三三号)

- 1 秋田県児童会館の設置の目的に、児童の自然と文化に関する認識を深めてその豊かな人間性と創造性をはぐくむことを加えることとした。

2 その他

- (一) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

- (二) 秋田県立子ども博物館条例(昭和五五年秋田県条例第一八号)は、廃止することとした。

◇秋田県調理師試験委員に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一四号)

- 1 調理師試験委員に学識経験のある者を加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県感染症診査協議会条例及び県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例の一部を改正する等の条例(秋田県条例第一一五号)

- 1 秋田県感染症診査協議会条例(平成一一年秋田県条例第一九号)について、委員の数を二人以内(現行六人以内)とするとともに、協議会に専門の事項を調査審議させるため部会を置くこととし、当該部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成一八年法律第一〇六号)による結核予防法(昭和二六年法律第九六号)の廃止に伴い、県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(昭和三三年秋田県条例第五七号)について所要の規定の整理を行うとともに、秋田県結核診査協議会条例(平成一七年秋田県条例第二一号)を廃止することとした。(第二条及び第三条関係)

- 3 その他
- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

- (一) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

- (四) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三二年秋田県条例第三五号)について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一六号)

- 1 授業料の額を月額九、九〇〇円(現行九、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第三条関係)
- 2 入学する者から入学料を徴収することとし、その額は、五、六五〇円とすることとした。(第三条関係)
- 3 入学料は、入学を許可した日から同日以後二五日以内において知事が定める日までの間に徴収することとした。(第四条関係)

- 4 既に徴収した入学料は、還付しないこととした。(第七条関係)

- 5 その他
- (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、2から4までは、公布の日から施行することとした。

- (二) 入学料については、平成二〇年四月一日以後に秋田県立衛生看護学院に入学する者について適用することとした。

◇秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一七号)

- 1 図書類の販売業者等は、表紙等に青少年の健全な育成を阻害するおそれのある写真又は絵を掲載する図書類を陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならないこととした。(第七条関係)

- 2 図書類の販売業者等が有害図書類を陳列する場合の当該有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置に係る要件を規則で定めることとした。(第九条関係)
- 3 この条例は、平成一九年六月一日から施行することとした。

◇秋田県環境基本条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一八号)

- 1 秋田県環境審議会の委員の員数の上限を四〇人(現行三五人)とすることとした。

- 2 この条例は、平成一九年六月一日から施行することとした。

◇秋田県林業開発基金による貸付金の利息の特別措置に関する条例(秋田県条例第一九号)

- 1 この条例は、秋田県林業開発基金から財団法人秋田県林業公社(以下「公社」という。)に貸し付ける資金及び貸し付けた資金の利息について特別の措置を講ずることにより、公社の負担の軽減を図り、もって本県の林業の振興に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

- 2 秋田県林業開発基金条例(昭和四一年秋田県条例第一五号)について、公社に貸し付ける資金を無利息(現行年一パーセントの利率)とするほか、所要の規定の整理を行うとともに、同条例の一部改正に伴う経過措置を規定することとした。(第二条及び第三条関係)

- 3 この条例の施行の日前に秋田県林業開発基金から公社に貸し付けた資金の同日から償還の日までの期間に係る利息(延滞利息を除く。)は、免除することとした。(第四条関係)

- 4 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二〇号)

- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第三五号)による国有財産法(昭和三三年法律第七三三号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

◇建設業法第三十二条第一項の規定により出頭した参考人の費用弁償の額及び支給方法に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二一号)

- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二二号)

- 1 秋田県立中央公園の県営トレーニングセンターのアリーナ(貸切使用によらず使用する場合に限る。)及びトレーニングルーム並びに秋田県立北欧の杜公園のパークゴルフ場の使用については、使用の許可を要しないこととした。(第五条の二関係)

- 2 秋田県立中央公園の県営トレーニングセンターのアーリーナ及びトレーニングルームの使用時間の区分の一部を午前九時から午後五時まで(現行午前九時から正午まで及び正午から午後五時まで)とするともに、これらの施設及び秋田県立北欧の杜公園のパークゴルフ場を回数券により使用することができることとし、その額を定めることとした。(別表関係)
  - 3 秋田県立中央公園の器具のうち、オーバーヘッドプロジェクト、スライド用映写機、トスバッティングマシン及びテニスマシンを廃止することとした。(別表関係)
  - 4 秋田県立北欧の杜公園のパークセンターに研修室を増設するとともに、当該施設及び秋田県立北欧の杜公園の自転車を使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(別表関係)
  - 5 その他
    - (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
    - (二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。
- ◇秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二三三号)
- 1 公害防止貯水槽及び廃油貯油槽を廃止することとした。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二四三号)
- 1 普通県営住宅として県営南ヶ丘住宅を、その共同施設として県営南ヶ丘住宅駐車場を秋田市上北手猿田字四ツ小屋及び上北手百崎字諏訪ノ沢に設置することとした。(別表第一関係)
  - 2 県営南ヶ丘住宅駐車場を使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(別表第二関係)
  - 3 その他
    - (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
    - (二) この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
    - (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- ◇秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二五五号)
- 1 題名を秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例に改めることとした。

- 2 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四三三号)第二〇条の二第一一項の規定による事業の認定等に係る手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(別表関係)
  - 3 その他
    - (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
    - (二) この条例は、公布の日から施行することとした。
    - (三) 次の条例は、廃止することとした。
      - (1) 秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例(平成二二年秋田県条例第九八号)
      - (2) 秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例(平成二二年秋田県条例第一〇七号)
- ◇秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二六号)
- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- ◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二七号)
- 1 管理職手当について、その額を職員の職務の特殊性並びに適用給料表及びその属する職務の級に基づく定額とするともに、その額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の一〇〇分の二五を超えてはならないこととした。(第一三条の三関係)
  - 2 扶養手当について、三人目以降の子等に係る月額を六、〇〇〇円(現行五、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第一四三関係)
  - 3 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について、その支給割合を次のとおり減ずることとした。(第一七条の二及び第一七条の三関係)
    - (一) へき地手当

区 分	改 正 前	改 正 後
一級	一〇〇分の八	一〇〇分の四
二級	一〇〇分の一二	一〇〇分の六
三級	一〇〇分の一六	一〇〇分の八

- 4 その他
    - (一) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。
    - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- ◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二八号)
- 1 指導力不足教員に係る教職調整額の支給割合を人事委員会規則で定める割合とすることとした。(第三三関係)
  - 2 週休日等における部活動の指導業務に係る教員特殊業務手当について、人事委員会規則で定める時間を超えて当該業務に従事した場合の手当の額を一、五〇〇円(現行一、二〇〇円)に引き上げることとした。(第七三関係)
  - 3 その他
    - (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
    - (二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- ◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二九号)
- 1 教育長の退職手当の支給割合を一〇〇分の三〇(現行一〇〇分の三五)に減ずることとした。

改 正 前	改 正 後
一〇〇分の四	一〇〇分の二

  

四級	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
五級	一〇〇分の二五	
準へき地	一〇〇分の四	一〇〇分の二

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県教育職員免許授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三〇号)

1 学校教育法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第八〇号)による教育職員免許法(昭和二十四年法律第一四七号)の一部改正に伴い、特別支援学校の教員の免許状に新教育領域の追加の定めを申請する者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第二条関係)

2 その他

(一) 他所の規定の整備を行うこととした。  
(二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三一号)

1 授業料、通信制受講料及び聴講料の額を次のとおり引き上げることとした。(第二条関係)

区分	授業料			改正前	改正後
	専攻科	定時制課程	全日制課程		
月額	九、六〇〇円	二、六〇〇円	九、六〇〇円	月額	九、九〇〇円
月額	九、六〇〇円	二、七〇〇円	九、九〇〇円	月額	一、七五〇円
一単位	三三〇円	三三〇円	三三〇円	一単位	三三〇円
一単位	一、六八〇円	一、七五〇円	一、七五〇円	一単位	一、七五〇円

2 授業料の徴収期間を毎月同一とすることとした。(第三条関係)

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、2は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三二号)

1 学校職員の定数を次のとおり改めることとした。

区分	改正前	改正後
公立小学校、中学校及び共同調理場	七、二〇三人	七、一〇〇人
県立高等学校	二、六九五五人	二、六三九人
県立特別支援学校	一、〇〇三人	一、〇一九人

2 その他

(一) 他所の規定の整備を行うこととした。  
(二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三三号)

1 題名を秋田県立特別支援学校設置条例に改めることとした。  
2 その他  
(一) 他所の規定の整備を行うこととした。  
(二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇秋田県立博物館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三四号)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三五号)

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成一八年法律第五八号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三六号)

1 探偵業の届出若しくは当該届出事項の変更の届出があったことを証する書面の交付又は当該書面の再交付を受けようとする

者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第二条関係)

2 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験、技能検定員審査、教習指導員審査又は講習を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとともに、特定第一種運転免許等に係る試験を受けようとする者等から徴収する手数料に関する規定について所要の整備を行うこととした。(第一四条関係)

3 その他

(一) 他所の規定の整備を行うこととした。  
(二) この条例は、平成一九年六月一日から施行することとした。ただし、2は、同月二日から施行することとした。  
(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県留置施設視察委員会条例(秋田県条例第三七号)

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、秋田県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 その他

(一) この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。  
(二) 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

## 条 例

秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第一号

秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

## (目的)

第一条 この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例、執行機関の規則（規程を含む。）、公営企業管理規程及び告示並びにこれらに基づく定めをいう。

二 県の機関等 議会、執行機関、警察本部（警察署を含む。）、若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって条例等若しくは法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下この条において同じ。）において独立に権限を行使することを認められたもの又は県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

三 書類等 書類、文書、書面、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書類等に記載することをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の条例等又は法令の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等又は法令の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

八 縦覧等 条例等又は法令の規定に基づき県の機関等が書類等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

九 作成等 条例等又は法令の規定に基づき県の機関等が書類等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。  
(電子情報処理組織による申請等)

**第三条** 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書類等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書類等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書類等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。  
(電子情報処理組織による処分通知等)

**第四条** 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書類等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書類等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書類等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。  
(電磁的記録による縦覧等)

**第五条** 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書類等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、書類等の縦覧等に代えて当該書類等に係る電磁的記録に記録されて

いる事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書類等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書類等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 6 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書類等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、書類等の作成等に代えて当該書類等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書類等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書類等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第一項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電子情報処理組織の使用等に関する状況の公表)

- 7 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年三月二十日から施行する。

(秋田県行政手続条例の一部改正)

- 2 秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」又は書面をもつて作成された」及び「記録し、又は」を削り、同条第五項中「記録事項又